

e シールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議（第1回）議事要旨

1. 日時

令和6年6月14日（木） 15:00～17:00

2. 場所

オンライン開催

3. 出席者

（構成員）

伊地知構成員、漆島構成員、岡本構成員、小田嶋構成員、柿崎構成員、宿谷構成員、中村構成員、濱口構成員、米谷構成員

（オブザーバー）

デジタル庁

（事務局）

総務省、株式会社野村総合研究所

4. 配布資料

資料1-1 「e シールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議」開催要綱

資料1-2 事務局説明資料

5. 議事要旨

◆議題（1）「「e シールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議」の運営方針について」について、事務局より資料1-1に基づき説明が行われ、原案のとおり了承された。

◆議題（2）「事務局説明」について、事務局より資料1-2に基づき説明が行われた。

◆議題（3）意見交換、各構成員からのコメント。主な意見の概要は以下のとおり。

○本会合における関係規程の検討方法（資料1-2）について

（認定制度創設に向けた前提）

- 認定された業務のトラストアンカーとして、EUのようなトラステッドリストを整備するのか、ブリッジ認証局と相互認証して政府認証基盤（GPKI）と繋げられるようにするのか、認識を合わせて基準等の議論を進める必要がある。
- 基準のレベルについては、電子署名の認定認証業務と合わせるか、PDFでも有効活用できるようにAATL（Adobe Approved Trust List）をベースに制度を設計するのか認識を揃えなければならない。
- 認定事業者の労力を低減するため、認証局の電子証明書は、総務省ホームページにZipファイルで

掲載するような形ではなく、トラステッドリストのように機械可読な方法を検討することが重要である。

- 今年度中に e シール認定制度を立ち上げるというスケジュール感に鑑みると、厳しい AATL の基準を目指すとは足枷になる可能性もあり、慎重に検討すべきだと考える。

(e シール用認証業務に求められる基準)

- 個人向けの電子署名と組織向けの e シールにおいて、必ずしもセキュリティレベルを揃えなくてもよいと考えている。
- EU の Qualified においては、電子署名と e シールのセキュリティレベルはほぼ同じ基準が用いられており、証明書のプロファイルと身元確認の方法に違いがあるのみ。
- 電子署名と e シールについて、技術基準、設備基準及び認証に関わらない部分の運用基準は国内では同一となることが望ましく、本会合では e シール固有の論点に絞って検討し、共通化できる部分は共通化すべき。

(電子署名法のモダナイズ)

- デジタル庁による調査研究において、電子署名関連基準のモダナイズのニーズがあることが明らかになっているが、e シールと電子署名の双方の業務を実施したい事業者が現れた場合、基準の差分が大きいとコストがかかるため、共通化できる部分については共通化した制度設計が望ましい。
- 電子署名法の法令や調査表は、これまで必要最低限のアップデートに留まっており、海外と比較した際、不十分な内容となっているため、電子署名のモダナイズの検討内容を e シールの認定に係る細則に反映いただきたい。
- 電子署名法のモダナイゼーションの検討等に配慮しながら、既存の内容を使い回せる部分、使い回せない部分を構成員と事務局で共通認識として持つべきではないか。

(リモート e シール)

- リモート e シールサービスを考慮して、鍵生成を行う事業者だけではなく、申請者となるリモート e シールサービス提供事業者に直接的に鍵を提供する規定を策定しなければならない。

○e シールに係る認定制度に関する関係規程の文書体系案（資料 1 - 2）について

- タイムスタンプ認定制度側のガイドラインがない状態で、e シール認定制度のガイドラインを策定するのは作業負担的に可能か、時間的制約があることに不安がある。
- 中では基準を独立した文書にすべきという発言が多くあった。タイムスタンプ認定制度の告示は一度も改正されていないという実態等を踏まえると、長期的な課題として継続的に検討いただきたい。

○検討スケジュール案（資料 1 - 2）について

- 実施要項（案）及びガイドライン（案）の双方について、議論の時間を長く設けていただきたい。また、アドホックに意見を出せる場を希望したい。
- 実施要項（案）は内容が多岐にわたっており、電子署名法と共通化すべきと合意できるところだけで

はなく、モダナイゼーションの観点からも議論をしたいという点を踏まえると、実施要項（案）の検討を第2回のみで検討することは難しい。ガイドライン（案）の検討を後ろ倒しにして、実施要項（案）の検討に複数回設けるべき。

- 認証業務を実施する際、実施要項とガイドラインの双方を確認しながら業務を進めることになる。それを踏まえると、ガイドライン（案）も早めに確認できるように努力いただきたい。

○その他意見交換

- e シールの技術基準に関する要求事項を CRYPTREC の「電子政府推奨暗号リスト」とすると、暗号移行が間に合わなかった場合、要件から逸脱することとなりハレーションが大きくなる可能性を懸念している。
- 電子署名のモダナイゼーションを全て反映するのではなく、必要最小限の部分について議論すると理解した。
- 現行のタイムスタンプ認定制度の適合性評価では、通信及びデータ保存に係る暗号等のすべての暗号について、CRYPTREC の「電子政府推奨暗号リスト」を参照することが要求事項となっているが、製品によっては対応できない場合がある。要求事項を明確にし、必要以上に高い要件にならないように、配慮して検討を行うべき。
- e シールの想定利用シーンは示されているが、国として総務大臣認定の e シールが必須となるユースケースが議論されていない。目指す市場規模についても示さなくては、認定を取得する事業者も限定的になるのではないかと懸念している。
- 「e シール認証業務の認定に関する規程（案）」（e シールに係る検討会 参考資料 7-1）について見直しをお願いしたい。第3条第1項第1号の主語は「e シール認証業務のうち」とすべきではないのか。また、第4条第3項に「諾否について決定するまでの間」と記載があるが、否を決定することは含まれないため、見直しが必要と考える。実施要項の認定効力の延長に関する規定については、新しい HSM を調達できない場合や調査機関が取り消しを受けた場合など、総務大臣の判断で認定の効力を延長できるようにすべきである。

以上